



# いじめ防止対策推進法に基づく いじめ防止基本方針

令和7年2月1日改定

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) はじめに
- (2) いじめの定義について
- (3) いじめの理解について

## 2 いじめの防止等への取組

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 地域や家庭との連携
- (5) 関係機関との連携
- (6) 重大事態への対処

## 3 重大事態発生時の対応

- (1) 校内生徒指導体制図
- (2) 重大事態発生時の組織対応図

# いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) はじめに

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。その実現のために、学校、保護者及び地域がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、過去に3年にわたり所沢市で連続して発生した生徒の命に関わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全件解消を図る取組を続けていく必要があります。

そこで、本校では、生徒指導部会を中心となり、以下の姿勢・考え方のもと、すべての児童が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推進していきます。

#### (地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

#### (学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を斟酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

### (2) いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によります。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

### (3) いじめの理解について

いじめの理解については、全教職員が共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるもので。とりわけ、嫌がらせやふざけ合い、いじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学年や学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切です。

## 2 いじめの未然防止等への取組

### (1) いじめの未然防止

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、過去のいじめ重大事態を教訓として児童生徒の実態を踏まえた実効性のある取組をします。

児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図り必要な支援を行います。「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」、「児童会や生徒会が中心となつたいじめ防止」への取組などを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

#### ①集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。

担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、児童生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見及び自殺予防を徹底します。

#### ②「子どもの人権」の啓発推進

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子どもの人権」について啓発します。

#### 【いじめは重大な人権侵害】

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の者に大きな傷を残すものであり決して許されないことを児童生徒に理解させます。

#### 【いじめは刑事罰の対象に】

いじめが刑事罰の対象となりうること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうることを児童生徒に理解させます。

#### 【いじめの四層構造の理解】

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在します。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない児童生徒も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発します。

#### 【東日本大震災により被災した児童生徒に対して】

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被害児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対してのいじめについて理解させます。

#### 【配慮が必要な児童について】

学校は、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童生徒」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童の表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

### ③道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

### ④情報モラル講習会の充実

健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童や保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等の充実を図り、児童がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

児童や保護者を対象に、「生徒指導・いじめ問題対策員」による講演会等を行ったり、家庭と連携し、児童が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行ったりすることを通して、情報モラル教育の充実を図ります。

一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行います。

特にSNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理観」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していきます。

## (2) いじめの早期発見

### ①定期的ないじめの実態把握と校内における対応

教職員がいじめ防止対策推進法の趣旨をしっかり認識した上で学期に1回を基本として、年間を通して定期的に「心のアンケート」を実施します。いじめはどの子供にも、どの学校・学級でも起これうとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書けない・書かない児童がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の存在を児童、保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子供たちを見守ります。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童の保護者と連携を十分に図ります。後に児童の状況に改善が見られたとしてもいじめが、解決したと安易に判断せず、保護者と連携しながら長期的な見守りを組織として継続します。

### ②教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する指導力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、各種支援員等といった児童に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック」s 2019 や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上をさせ、全職員の共通理解のもと個々の児童への指導の充実を図ります。

## (3) いじめへの対処

### ① 学校の組織づくり

学校は、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、明峰いいじめ対策組織を設置し、年度当初や学期に1回などの定例の会とともに、必要に応じて会議を行います。構成員は、当該学校の管理職、学級担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成します。明峰いいじめ対策組織は、企画会議や生徒指導部会等の既存の組織と兼ねず別に設置します。

また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする児童に寄り添った対応をします。

### ②教育相談の充実

○児童が相談しやすい校内体制の工夫

11月に教育相談週間を設定し、児童が相談する時間帯や場所などを工夫することにより、児童が自身の思いを表現しやすい環境づくりに努めます。

#### ○多面的な生徒指導体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを未然に防ぐための包括的な体制を整えます。

### ③いじめる側の児童への実効性のある指導

#### ○毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の対応を行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察と連携して対応します。

#### ○保護者と連携した取組

いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。

「学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や年度初めに、児童生徒や保護者、関係機関等に周知します。

### ④児童の主体的な活動の推進

小学校の児童会において、児童が主体的にいじめについて考え、改善に向けた行動を、自ら進められるように指導します。また、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

### ⑤いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とはなりません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただしいじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて相当な期間を設定し、状況を注視していきます。

#### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※いじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に

至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察します。

※小学校から中学校への情報の引継ぎを確実に行い、卒業をもって「解消しているもの」と判断することができないようにします。

※アンケートの調査の保存期間は、指導要録の保存年限と合わせて、少なくとも5年間とします。

## (4) 地域や家庭との連携

### ①保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

本校の学校生活の様子やいじめ防止についての方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となつたいじめ対応の体制を構築します。

また、学校運営協議会、学校応援団（PTA・後援会・学校地域連絡会・防犯や図書などのボランティアスタッフ等）と連携した児童の見守りに取組みます。

保護者は、保護する児童等に対していじめをしてはいけないことを教えてください。また、その保護する児童等がいじめを受けた場合に、児童をいじめから保護してください。家庭内だけで抱え込まずに教育委員会から周知されている関係機関と協力していってください。

### ②校種間及び関係機関との一層の連携

#### 入学・卒業時等における的確な情報伝達

幼稚園・保育園から小学校入学にあたり、情報交換の場を設け学校生活へのスムーズな接続を心がけます。また、小・中一貫教育・小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかる情報連携を行います。その際、必要に応じて、地域関係者(厚生委員・児童委員等)との連携も図っています。

## (5) 関係機関との連携

### 子ども関連機関や各専門機関との情報共有

いじめの要因は様々であることから、健やか輝き支援室、教育センター教育相談室、児童相談所、こども家庭センター、所沢警察、県立総合教育センター、ほうかごところ、児童クラブ、生活クラブ、児童館、福祉関連機関、医療機関との情報共有を継続的に行います。

## (6) 重大事態への対処

学校は、以下に示す法を下に重大事態に対処していきます。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うとする。

### ①重大事態の報告

○重大事態が生じた疑いがあると認めたとき、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

### ②調査の実施

○校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

また、所沢市「いじめ対応マニュアル」に沿って対応をします。

### ③調査結果の提供及び報告

#### ○いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーや人権に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

#### ○調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。

### 3 重大事態発生時の対応

#### ○重大事態の捉え方について

学校は、いじめにより、①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた時②いじめにより相当の期間、欠席を余儀なくされていると認める時、重大事態として対応し、速やかに組織を設け事実関係を明確にするための調査を行います。

#### 想定される重大事態（第28条に規定するもの）

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

#### ○いじめによる相当の期間について

いじめによりおよそ30日間の欠席を余儀なくされていると認める時、重大事態とします。

#### ○いじめ重大事態の対応について

いじめの重大事態は、いじめが確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で聞き取り等の調査を行い対応します。

又、児童や保護者から重大事態に至ると申し出があった場合、その時点で重大事態が発生したものとして調査します。調査の結果、事実確認において分かった事、分からなかったことを保護者に報告します。

○いじめ重大事態の調査の結果、いじめの事実が確認できなかったとしてもいじめの重大事態に該当したということに変わりはありません。『いじめの重大事態』として捉えて、組織を立ち上げて調査に尽くしたが、いじめの事実は確認できなかったという結論を報告します。調査の結果如何に関わらず、児童本人の思いに寄り添い今後も日常的に注意深く観察していきます。

## (1) 校内生徒指導体制

### いじめ情報

- 教員の観察・校内アンケート
- 家庭からの連絡
- 地域、他関係機関からの連絡
- 他

当該児童  
関係児童

- ③指導  
②事実確認  
①傾聴・共感

報告

情報を得た教職員・担任

支援

支援

3提案委員会

生徒指導キーパーソン

- 生徒指導主任
- 教育相談主任
- 人権教育主任

管理職

(校長)

指示

報告・支援

生徒指導・教育相談職集  
(毎週金曜日)  
○状況確認  
○指導方針の確認

ケース会議に相当と判断

### 明峰いいじめ問題対策委員会

支援体制・関係機関との連携等 検討

- 校長・教頭・教務主任・情報を得た教職員
- 生徒指導キーパーソン・当該児童担任
- 養護教諭・相談員等

校内報告・周知

## (2) 重大事態発生時の組織対応図

